

聖籠町補助金等評価調査委員会条例をここに公布する。

平成二十四年九月十九日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町条例十八号

聖籠町補助金等評価調査委員会条例

(設置)

第一条 聖籠町が交付する補助金等の現状を調査し、今後の補助金等の基本的なあり方を検討するとともに、補助事業等の外部評価を実施することにより、補助金等の適正かつ効果的な交付を図るため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第一百三十八条の四第三項の規定に基づき聖籠町補助金等評価調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第二条 この条例において「補助金等」とは、法第二百三十二条の二の規定により町が町以外の者に対して交付するもののうち、次に掲げるもの(法令又は国県の基準に基づき交付するものを除く。)をいう。

- 一 補助金
- 二 利子補給金
- 三 その他相当の反対給付を受けないで交付する給付金

(所掌事務)

第三条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

一 町長の諮問に応じ、補助金等の現状を調査するとともに、今後の補助金等の基本的なあり方を検討し、その結果について答申すること。

二 町長の諮問に応じ、補助事業等を評価し、当該事業に係る補助金等の交付の適否について答申すること。

三 補助金等の適正かつ効果的な交付に関し必要があると認めた場合において、町長に意見を具申すること。

(組織)

第四条 委員会は、委員七名以内をもって組織する。
2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 一般町民
- 三 その他町長が必要と認めたる者

(任期)

第五条 委員の任期は三年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第六条 委員会に委員長及び副委員長各一名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第七条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

（意見の聴取等）

第八条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第九条 委員会の庶務は、税務財政課において処理する。

（委任）

第十条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。